

「最低賃金時給 1000 円への新局面」

2014 年 11 月

山形県労連 議長 濱田 藤兵衛

一、はじめに

1、目安引上げを 2 円上回った山形県最低賃金の意義

山形県では、8 月 20 日に最低賃金時給 665 円から 680 円に 15 円引き上げが決定し、10 月から改定金額が施行された。中央最低賃金審議会の引上げ目安 13 円（D ランク）を 2 円上回り、目安を 2 円上回った全国 7 県のひとつとなった。また、この 15 円の引上げは、最低賃金が時間額となった 2002 年以降最高額である。私たち県労連の評価（「山形県最低賃金の改正答申についての談話」）は「一定の評価はできる」が「まだまだ生計費原則に照らせば最低生計費に遠く及ばず、今後もさらに賃金の大幅引上げに努力してもらいたい」というものである。

2、山形県最低賃金審議会での経営者委員の対応の変化

2013 年度の県最低賃金審議会では、10 円の引上げ目安額に 1 円上乘せされた 11 円の引上げ額が提案され、中立委員 5 人と労働者委員 5 人が賛成、経営者委員 5 人が反対したが、採決の結果、多数決で 11 円引上げが承認された。これに対し、2014 年の審議会では、目安引上げ額 13 円を 2 円上回った 15 円の提案に対し、経営者委員の代表は「中小企業の経営が苦しい中ではあるが、人材不足も顕在化しつつあり、今後の中小零細企業経営への支援強化の要望を添えることを条件に提案に賛成する」旨の発言をし、15 円の引上げが委員全員の賛成で承認された。採決終了後、傍聴していた県労連の事務局長のところに近づき、「皆さんの期待に応えました。」旨の発言を行った。

私たちは、今までの春闘時期、秋の自治体キャラバン時期の要請で

- ①最低賃金の引き上げは内需の拡大につながり、景気回復に貢献する
- ②賃金引上げ分は早かれ遅かれ地元中小企業の製品・商品の売れ行き拡大となって企業に還流する
- ③消費税の引き上げは、大企業にとっては輸出還付金となって利益を増大させるが、中小零細企業にとっては、たとえ赤字でも消費税を納入しなければならない冷酷な税制である
- ④賃金が低いことが若者の地元定着を妨げ、結婚と子育てを阻害する

ことなどを訴えてきた。ここにきて、県内の経営者層との認識の共有が広がった感じを抱いた。

二、目安引上げ額を上回った客観的な要因

1、背景に全国・県内の労働者不足の露呈

2014年に入ってから全国で労働者の不足が新聞やネット上で明らかになってきた。たとえば、

- ①「すき家」の閉店とワンオペレーションの廃止
- ②首都圏のバス運転手2万人不足
- ③看護師不足3万人と介護士不足40万人と介護福祉士有資格者配置基準の引下げ
- ④歯科技工士、型枠工不足

などであり、政府と経団連は露骨に海外からの労働者の受け入れを急ぐ態勢である。

加えて、県内の人口減とそれに伴う労働者の減少も露呈してきている。まず、山形県の人口が113万人に減少し、お隣の仙台市の人口に近づきつつある。減少率は日本ワースト3位であり、県は人口減を防ぐプロジェクトチームを立ち上げた。また、今春闘で山形県経営者連盟に要請を行った時、専務理事が「天童イオンで求人しても人が集まらなく困っている。」との情報を語った。夏になり、天童商工会議所に要請を行った折、詳しく状況を聞いたら、専務理事は「フルタイムでの求人ではなく、1日数時間、週3〜4日のシフト勤務での求人のため、これでは生活できないという理由ではなかろうか」との説明であった。実際には、10月時点での求人広告では時給850円から1,000円（ユニクロ）であった。さらに、昨年からは県内自治体での公共工事の入札不調が相次ぎ、鶴岡市文化会館、米沢市文化会館、南陽市民会館建設で入札やり直し、予定建設費の引上げが行われた。2013年の自治体キャラバンで、米沢市の担当者は「原材料高騰と職人不足が原因」と話した。

2、トリクルダウン論の綻び

日本経済は①少数の大企業とそれを支える無数の下請け中小企業がある②資源の少ない日本は原料・燃料を輸入し、勤勉な日本人労働者が作った工業製品を海外に輸出して利益をあげる、というのが基本構造だと言われてきた。その延長線上で、賃金については、まず大企業が利益をあげ、次に中小企業に利益が落ちてきて、最後に労働者の賃金として利益がしたり落ちてくる（トリクルダウン論）ものだと言われて続けてきた。しかし、総評が50%の労働者を組織していた頃なら1974年に大幅な賃金引上げと年金制度の改善を勝ち取れたが、それから40年、賃金引上げは抑え込まれ、1997年のバブル崩壊以後賃金は減少し続けている。その間に大企業の史上空前の大量の内部留保が貯め込まれているのに、労働者へのトリクルダウンが20年も証明できない理論は破綻していると言わなければならない。しかし、安倍内閣はアベノミクスと称しながら、今もってトリクルダウン論の象徴である法人税減税・円安政策に執着している。しかし、今年になってようやくこの理論に対して明確な批判、反論が公にされつつある。以下に新聞、

関係経済誌などに掲載されたトリクルダウン論批判の言論を採録した。トリクルダウン論の綻びを実感できよう。なお、アメリカのトリクルダウン論批判は、オバマ大統領率いる民主党の最低賃金引上げ政策実現するため選挙対策としても繰り返し叫ばれているものだが、これに対して、共和党は有効な反論はできていない。

①東京新聞、トリクルダウン論を批判（2014年10月）

「アベノミクスは企業や富裕層を富ませる一方で、その滴は下層に浸透せず、トリクルダウンは幻想だった」「企業の経常利益はこのところ、右肩上がりで増える一方、雇用の平均年収や正規雇用者数は逆に右肩下がりです。裏返せば、人件費コストを減らすことによって企業ばかりが潤ってきたのである」

②オバマ大統領（2013年1月 一般教書演説）

「(中間層は) 経済成長の真のエンジン」「この理論（トリクルダウン理論）が顕著になる中で富裕層課税は減らされ、万人を豊かにするための投資は消え去った」「経済は、成長がより広く共有されるときに最も成長する」

③メリーランド州オマリー知事

「繁栄は、最上位からしたり落ち（トリクルダウン）てこない。繁栄は中間所得層からつくられる。」

④カリフォルニア大学バークリー校研究所 ケン・ジェイコブズ所長（2014年7月）

「第2次世界大戦後から70年代までは生産性の向上に伴って賃金も上がる傾向がありました。ところがトリクルダウン理論が始まった80年代からこの関係が断ち切れ、生産性は上がっても賃金は上がらず、貧困が問題になりました。(中略) これまでの研究では、最低賃金の引き上げが雇用機会を減らして経済を停滞させることはなく、逆に労働者の士気を高め、経済全体や企業の売りに肯定的な影響を与えることが明らかになっています。」

3、賃上げが中小企業を倒産させ、雇用を減らす論の根拠消滅

大企業に下請け単価を引下げさせられ、税制上の恩恵も受けられない中小企業、その中小企業のもとで更に2次3次下請けとして単価を引き下げられている零細企業もある。たとえ1円の時給引き上げも余裕がなく、それでも法律で賃金引上げを強制されるなら、雇用を減らし、会社を倒産させる以外にない、県内にはこのような事業所が多くある。その中で「賃上げが企業を倒産させ、雇用が消える」という主張は耳目に入りやすい。しかし、この主張にも大きな反論が起こっている。その主なものを以下に掲載する。ここでも大きな変化が生じているのである。

①コストコ社はじめ全米1,000社の経営者が最低賃金引上げの支持声明（2007年2月）

「(前略) 私たちは、最低賃金の引き上げが地域経済を押し上げることになると、期待している。低賃金労働者は、自ら生活し働く地元でお金を使うから、ビジネスにとっても地域社会にとっても利益となる。賃金の引き上げは、消費者の購買力を高め、労

働者の移動を減らし、生産性を高め、製品の品質を高め、消費者の満足度を高め、会社の評判を高め、したがってビジネスにも利益となる。(中略) 州の最低賃金を 5.15 ドルの連邦最低賃金以上に引き上げている州では、そうでない州よりも、雇用情勢が良く、小企業の経営も良好である。財政政策研究所などの研究によると、最低賃金が 5.15 ドル以上の州における小企業の数とその従業員の数は、その他の州よりも増えている。最低賃金を批判する論者の予測と反対の結論になっている。前回、連邦最低賃金が引き上げられたのは 1996 年と 1997 年だが、その後、失業率が下がり、インフレも下がり、力強い成長を実現し、貧困率が下がったのである。(後略)

②クリントン政権時の労働長官・経済学者 ロバート・ライシュ (2014 年 4 月)

「私が労働長官だった 96 年に最賃を引き上げた時、数百万人の失業者を予測したが、その後の 4 年間は史上最高の雇用増だった。」

③米シンクタンク経済政策研究所 (CEPR) 調査 (2014 年 6 月末)

(今年 (2014 年) 1 月から最賃引上げを実施した 13 州と、最賃を昨年の額に据え置いた残りの 37 州の雇用の伸びを比較) 昨年 (2013 年) の 8 月～12 月を基準に今年 (2014 年) の 1 月～5 月の伸び率をみた結果、引き上げた 13 州のうち 12 州がプラスで、平均伸び率は 0.99%、据え置いた州の伸び率は 0.68%にとどまった。

④20 万以上の事業者が加盟する米企業評議会 (ASBC) の調査結果 (2014 年 7 月)

- ・従業員 2 人～99 人の企業経営者の 61%が最低賃金を 10.10 ドルに引き上げを支持
- ・最低賃金引上げが消費購買力を増加させるとの考えを 58%が支持
- ・最低賃金引上げが経済成長に役立つとの考えを 56%が支持
- ・より高い最低賃金による離職率の低下や、生産性と顧客満足度の向上は、経営者の利益になるとの考えを 53%が支持

⑤ノーベル賞経済学者 スティグリッツ (2014 年 1 月 公開書簡)

「最低賃金の引き上げは、需要を伸ばし雇用を増やす刺激効果がある」(経済学者 600 人が賛同表明)

⑥OECD の路線変更 (「雇用アウトルック 2006」)

最低賃金を引き上げたことによって失業者が増大したという証拠は「不明瞭だ」との声明

⑦アメリカ大統領経済諮問委員会報告 (1999 年年次教書)

年次「最低賃金の適度の引上げが雇用にほとんど影響を与えなかったか、まったく与えていないことが実証されている。」

⑧イギリス労働党が 1997 年に全国一律最低賃金制度を実現した時の理由

- ・雇用は減らなかった。 ・中央地方財政に寄与した。(税収増と社会保障費削減)
- ・BBC 特集番組「最初は反対が多かったけれど、導入後、誰もが賛同する政策となった」

4、賃金引上げが労働意欲や士気の増強につながるとの見解の実例

仮に、企業が不安を持ちながらも賃金を時給 1,000 円に引き上げた場合、結果は一路経営の悪化につながるのだろうか。新聞の記事にたびたび散見するのが、『資本論』からの引用で、工場法の施行でイギリスの工場が 14 時間労働から 12 時間労働に労働時間を短縮させられた結果、生産性が向上したとの記述について、内容を詳しく知る機会を持っていない。最近の新聞記事から 2 つを引用する。安定安心を手に入れた労働者が生き生きとやりがい、生きがいをもって働きだす姿は容易に想像できる。

①大阪市営地下鉄の清掃員

2009 年大阪府の最賃額時給 748 円、フルタイムで働いて(週 6、日 7 時間)生活保護申請したところ、2 万円以上の支給→2012 年、市が時給 1,000 円以上円支払う会社に優先委託「気持ちが全然違います。手取り 14 万円台から 17 万円台になりました。『たまには、外食にでも行こうか』となります。」「利用者から『きれいになった』『トイレも気持ち良く使える』と声を掛けてもらい、やりがいを感じます。」

②国内最大の段ボール会社レンゴーの社長談(2010 年 11 月 TV「カンブリア宮殿」)

リーマンショック後、派遣労働者を 1,000 人正規社員化。数億円の支出増となったが、働き手のやる気が高まり、会社全体の収支ではプラスになった。

5、国際環境の変化、アメリカ・ドイツの最賃引き上げの動き

(1) 日本への国連と ILO の改善勧告

国連「社会権規約委員会」は 2013 年 5 月、

- ①「(前略) 国内の最低賃金の平均水準が、最低生存水準及び生活保護水準を下回っていること(中略)に懸念を表明する。」
- ②「(前略) 最低賃金の水準を決定する際に考慮する要素を再検討することを要求する。」(企業の支払い能力を最賃額決定の考慮要素にしていることをさす)

とする改善勧告を日本に対して行った。また、ILO「条約勧告適用専門家委員会」も 2013 年に

- ①「各県ごとに別個の最低賃金額を定めるシステムを維持することの利点と不利益点に関するより詳細な公式報告書や研究」について
 - ②「(最低賃金)審議会の代表制を増強するために、異なる労働組合連合から最低賃金審議会の労働者委員を任命することの可能性について検討したかどうか」について
- 情報提供を政府に要求した。ILO は、2 度の世界大戦の反省の上に、各国の労働者の賃金に大きな差が生まれ、彼らが生産する商品の価格の差が広がったことが市場獲得競争として大戦の原因になったとして賃金の格差縮小、公正公平な賃金を各国に要請しており、一定の権威がある。

(2) アメリカ、ドイツの最近の変化

全米雇用法プロジェクト報告で「ファースト・フード産業で働く労働者の 52%が家

族を養うために少なくとも1つは公的支援を受けざるを得ない」(2012年6860億円公的支援)との批判をファースト・フード業界に行った。

一方、ドイツ連邦では、東西ドイツの統合以来、旧東ドイツの労働者の賃金が低く据え置かれたが、2015年から17年までに段階的に8.5ユーロ(約1200円)の全国一律最低賃金を実施する。

【最低賃金額】

フランス	1,214円	60%	オーストラリア	1,182円	54%
アイルランド	1,002円	52%	ニュージーランド	1,013円	59%
イギリス	936円	46%	日本	764円	37%
アメリカ	790円	39%			

(2013年3月データ 購買力平価 %は平均賃金と最低賃金との格差 2010年データ)

三、目安賃金を上回った運動の、主体的な要因

1、貧困の基準普及

(1) 貧困の国際基準の普及

リーマン・ショック後の日比谷公園「年越し派遣村」などの出来事を契機に貧困論が叫ばれ、先進国などの貧困基準が紹介され、「労働者の平均年収の5割から6割未満を貧困とする」という国際基準が広まってきた。

(2) アマルティア・センの貧困＝憲法25条の具体化

インドのノーベル賞経済哲学者アマルティア・センの掲げる貧困基準が世界に大きな影響を与え、多くの経済学者が彼の貧困基準を採用し始めている。以下がその基準である。

①適切な栄養を得ているか②雨露をしのぐことができるか③避けられる病気にかかっていないか④健康状態にあるか⑤読み書きができるか⑥移動することができるか⑦人前に出て恥をかかないでいられるか⑧自尊心を保つことができるか(=7割の人が持っている物は生計費に加える)⑨社会生活に参加しているか

2、要求の正当性への確信

(1) 全国での「最低賃金生活体験」

全労連傘下の県労連・単組の青年が最低賃金生活を経験してきた。「給料日前はカップラーメンばかり」「給料日前はほとんど外に出られなかった」など、ほぼ全員が「とても生活できない。」という感想を述べている。低い「標準生計費」を算出した厚労省、総務省、人事院の役人は、最低賃金で生活して見せるべきである。

(2) 全労連・最低生計費調査の意義～仏教大学の金澤教授の調査内容

山形県労連でも金澤教授を招き学習会を持ち、「持ち物財調査」「生活実態調査」「価

格調査」の 3 つの調査を年齢別、世帯（9）類型別、居住地別に調査し、誰もが納得せざるを得ない、緻密で合理的な分析であることを学んだ。それと同時に、「そんな緻密な調査が私たちに可能なのか」の意見も出されたほどである。2 回の単組代表者会議を開いて、やっと調査に協力することが決定された。県国公労連を中心に約 800 のアンケート集約が行われた。以下は、最低生計費調査の厳密さを証明するものである。また、アンケート集約の結果、東北地方の岩手県・北上市と首都圏・埼玉県・さいたま市との 25 歳単身者の最低生計費はともに 23 万円であり、東北地方も首都圏も最低生計費に違いがないことが証明された。この結果は、地方の運動に大きな勇気を与えたことを付言する。

【例 1】持ち物財調査の算定

「20 項目 417 品目に及ぶ（中略）。」「原則 7 割以上の保有率の物を『人前に出て恥をかかないでいられる』ために最低限必要な『基本財』と考え、それぞれの費目毎に積み上げて算定した。また、耐用年数については、国税庁『減価償却資産の耐用年数等に関する政令』を参考にした。」（『最低生計費調査とナショナルミニマム』佛教大学 金澤誠一）

【例 2】価格調査

「購入先について、『生活実態調査』に基づき想定している。」「労働組合員による調査で、大型スーパーやホームセンターでの価格を『最高価格』『最多（標準）価格』『最低価格』に分けて実地調査するものである。」「その最低価格を用いている。」

【例 3】住居費算定

「居住面積については、国土交通省『住生活基本計画』による『最低居住面積水準』に基づき、単身世帯 25 m²（中略）とした。（中略）家賃については、生活実態調査及び住宅情報誌に基づき、家賃を調査し、その最低価格を採用している。」

(3) 賃金論の学習～「賃金は生計費」という原則

生計費調査とともに、労働学校や春闘討論集会分科会などで「賃金はなぜ生計費なのか」についての学習も進められた。この学習はやや難しいが、避けて通ることはできない。以下は、その要旨である。

- ①賃金とは労働力という商品の価値である。
- ②労働力の価値とは、他の商品と同様、労働力を作るのに必要な労働の量で決まる。
- ③労働者が持つ唯一の商品である労働力は人間の体から切り離して売ることはいできない。
- ④労働力を作るとは、結局労働者が日々働けるように、日々食事をし、休養し、さらに次の世代の労働者を産み育てることと同じである。
- ⑤以上のことから、労働力の価値とは、労働者の衣食住を中心に子どもの成育教育費（次世代労働力）も含めた生計費のことである。

ただし、現在の低賃金では子どもの成育教育費が捻出できず、少子化と深刻な人手不足に繋がっているのは明白である。また、共働きが進んでいることから、夫婦と子ども 2 人家族の場合、夫と妻それぞれの賃金は、大人 1 人子ども 1 人の生計費の合計であるとする見解が普及しつつある。

(4) 財源と、時給 1,000 円が実現した場合の波及効果のデータが蓄積

賃金引上げの財源については、1997 年から労働者の年収は約 70 万円減少しており、それらの 17 年にわたる全労働者分の総額が今大企業に積み上がっている内部留保 285 兆円である。これは本来労働者の賃金である。政府がそれに課税を強化して、ほんのわずか（2～3%）取り崩させ、時給 1,000 円への引上げをすることなど容易であり、しかも正当である。以下は、詳細な財源と波及効果のデータである。波及効果については、財務省の産業連関表を用いるとのことだが、県労連としてまだ研究課題である。

①従業員 100 人未満の企業が時給を 1000 円に引き上げる場合、財源はわずか 9000 億円（日本共産党・小池晃参議院議員調べ）

②労働総研調査（2012 年 5 月）

現金給与総額増 6.5 兆円（2252 万人が月 24,049 円上昇）、雇用誘発増 66.5 万人
税収増 8200 億円

③静岡県内の労組調査 1056 億円の生産誘発と雇用増 6601 人

(5) 労働者と市民・県民の好反応

私たちは、およそ 8、9 年前から最低賃金時給 1,000 円への引上げ街頭宣伝を行ってきた。初めのうちこそ、県内労働組合員も「1,000 円なんて無理」という反応が大勢であったが、多分日比谷公園「年越し派遣村」以来、「実現させなければならない額」との認識になっていったと思われる。確かに街頭宣伝でもそれ以来反応の良さが際立ってきた。とくに老婦人などが息子や孫を思いやっでの好反応が進んだ感があった。

今年は、山形県労連は、他県にも学んで時給 1,000 円との差額 335 円にちなんだ 3 時間 35 分の宣伝行動を企画した。山形駅の 2 階東西通路で行ったのだが、声も良く響き、ビラの受け取りも良く、シール投票も多かった。そして要望の時給は 800 円 900 円をとびこして 1,000 円への引上げに多くのシールが貼られた。やはり、時給 1,000 円の要求は受け入れられ始めていると感じる。

四、時給 1,000 円への今後の運動

1、現行の最低賃金制度の問題点の是正

現在の最低賃金の算定方法にはさまざまな問題点が指摘されている。生活保護額の算定にも、それをもとにした標準生計費も問題である。たとえば、2013 年の山形市の標準生計費は 117,000 円である。2014 年は 120,000 をわずかに超えるだけである。これに、税

金と社会保険料、勤労控除を加えても 145,000 円程度に過ぎない。私たちの生計費調査では、25 歳の単身者では岩手県北上市でも埼玉県さいたま市でも月 23 万円が必要である。一体どういう調査をするとこういうデータが出るのか、厚労省も総務省も人事院も皆同様のデータを使っている。これでは、人間らしい住居に住むことも、最低限の栄養を補給する食事（1 日 1,000 円程度）も、勤労のための移動手段もない。憲法 25 条「健康で文化的で最低限の生活」労働基準法第 1 条「人たるに足る賃金」から大幅にかけ離れている。それでも、現行の最低賃金算定方法の中の明白な問題点や誤りを正すことから始めて、少しでも最低生計費に近づけることも必要である。以下に現在指摘されている最低賃金制度とその算定方法との問題点を指摘する。

- ①労働時間を残業込みの実態値月 173.8 時間（年 2085 時間）としている
→政府の年間労働時間上限 1800 時間(時短促進法)によれば、月上限 150 時間
- ②生活保護法の稼働世帯対象の勤労控除を考慮していない→埼玉月約 18,000 円
- ③生活保護の級地を加重平均して金額算定→県庁所在地基準で算定すべき
- ④住宅扶助を支給実績としている→制度の基準額で算定すべき
- ⑤公課負担率(税金と社会保険料)を沖縄県のケースをあてはめ、低くしている
→各地の実態を踏まえて算定（賃金の 18%と算定）
- ⑥最低賃金決定配慮基準に企業の「賃金支払能力」（先進国では日本のみ）
- ⑦地域別最低賃金制度（9 カ国の 1 つ、4 ランク 47 地域別 中国でさえ 39 地域別）
→全国一律最低賃金制へ（先進国はほとんど）

2、中小企業に対する支援額から見た欧米との認識差

国の中小企業基本法（2013 年改正）と小規模企業振興基本法（2014 年 6 月施行）の成立を受けて、山形県中小企業振興基本条例が 2012 年に制定され、第 9 条には「県は、中小企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする」とあるもの、制定されて日が浅く、目に見える施策がなされているとは思えない。日本の中小企業への直接援助は年 30 億円程度にすぎないのに対し、フランス 3 年間で 2 兆 2800 億円（年 7700 億円）アメリカ 5 年間で 8800 億円（1700 億円）であり、ケタが 2 つも違っている。

3、依然激しい労働者の分断

街頭宣伝をしていると、市民の反応はある程度感じる。公務員賃金引下げ反対の宣伝行動では、ビラの受け取りもティッシュの受け取りさえ良くない時がある。「公務員は、民間に比べて高給取りで働かない」との政府・経団連の宣伝が今も深く浸透している。同様な偏見が都市と地方、高齢者と働き盛りの間にも巢食っている。この宣伝や主張に

根拠はなく、根拠がないからこそ、経団連はねたみ、憎しみ、差別を掻き立てる戦術を採用するというべきである。

五、終わりに

1、「労働者は消費者でもある」「労働者が富を生産する」との認識を広める

労働者の数は約 7000 万人である。その 6 割から 7 割が中小企業に雇用されている。それに対して経営層はわずか 100 万人である。また、GDP の 6 割が個人消費である。どこに経済支援すれば景気回復が期待できるか、明白である。ある経済学者は「労働者が富を生産することを一番知っているのは、企業のトップと竹中平蔵である。」と語った。

2、経団連も最賃の効果を認識（雇用戦略対話 2010 年）

民主党政権に変わったばかりの頃の 2010 年、政労使により「全国最低賃金時給 800 円をできる限り早期に実現し、2020 年までに最低賃金の全国平均 1,000 円を目指す」と合意された。経団連といえども、最低賃金引上げの必要性を否定できない。労働側の闘いが弱すぎるのが「賃金を引き上げたら会社が海外に出てゆく」という彼らの脅しと傲慢を許しているのである。日本は法人税も安く、労働者も低賃金で良く働く「企業天国」である。海外に出て行けば、消費税の輸出還付金も法人税などの減税の恩典もなくなる。

3、高知県議会の「最低賃金の改善を求める意見書」

2014 年 3 月 19 日高知県議会は「生まれ育った地域で暮らし、働きたいとの願いに応えるためにも…」として「最低賃金の改善を求める意見書」を全会一致で可決した。私の知るところ全国で初めてのことである。今、県労連の自治体キャラバンで県内の自治体に対して最低賃金の引き上げや正規雇用の拡大、非正規労働者の労働条件の改善を要望する中で、各自治体とも青年の定住と雇用に腐心している様子が見えてくる。もし青年が自立でき、将来の明るい展望を持てる賃金を払うのならば、青年の県外流出は絶対に止まると確信する。私の子どもを含めて、若い頃はともかく、20 代も半ばを過ぎると、故郷や農業を夢見る青年は幾人もいるからである。

4、経済界による政治の買収を改善させる

原発、TPP、消費税、みないずれも水や空気、食料、労働力、再生可能エネルギーも含めた地方の資源を中央が奪い、最終的には大企業や富裕層、そしてアメリカの投資会社が富を手に入れている。その仕組みを温存するのが経済界による政治買収である。企業団体献金の禁止、そして政党交付金の廃止も急ぐ必要がある。そして、大企業と富裕層に応分の税負担を求める。これができれば、日本の経済発展の歪みや政治の後進性のほとんどが解消できるというのは言い過ぎだろうか。